

# 多摩大学学則（抜粋）

## 第1章 総則

（目的）

第1条 多摩大学（以下「本学」という。）は、永年に及ぶ産業教育における経験を基盤とし、国際化・情報化時代に即応して、学生に高度な外国語能力と世界に通用する教養・最新の経営知識及び的確な情報処理能力を修得せしめ、国際的ビジネスの場で活躍できる人材の育成を目指すとともに、わが国の産業社会の健全たる発展に寄与する指導的人材を育成することを目的とする。

（自己点検及び評価）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 自己点検及び評価について必要な事項は、別に規程で定める。

（個人情報保護）

第3条 本学は、教育・研究活動等の適正かつ円滑な運営を図り、個人情報の有用性に配慮するため、個人の権利及び利益を保護する。

2 個人情報保護について必要な事項は、別に規程で定める。

（ハラスメントの防止）

第4条 本学は、ハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切な対応を行うための措置を講じ、学生、教育職員及び事務職員等の快適な環境を作り、教育、研究及び就業の機会と権利を保障する。

2 ハラスメントの防止について必要な事項は、別に規程で定める。

## 第2章 組織

（学部、学科及び収容定員）

第5条 本学に、経営情報学部及びグローバルスタディーズ学部を置く。

2 経営情報学部は、企業経営、情報科学に関する学術と応用を教授研究し、高度の経営情報知識と、これを支える豊かな教養とを合わせ備えた創造的、実践的な問題解決能力を有する人材を育成することを目的とする。

3 グローバルスタディーズ学部は、文明・歴史・経済・多文化交流などに関する学術と応用を教授研究し、語学力を活用したコミュニケーション能力とグローバルな問題を解決できる能力を持ち、国際基準の知識とこれを支える教養をもとにグローバルな舞台で活躍できる人材を育成することを目的とする。

4 経営情報学部及びグローバルスタディーズ学部に置く学科及びその収容定員は、次のとおりとする。

(1) 経営情報学部

学部	学科	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
経営情報学部	経営情報学科	118名	2名	1名	480名
	事業構想学科	199名	-	2名	800名
	計	317名	2名	3名	1280名

(2) グローバルスタディーズ学部

学部	学科	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
グローバルスタディーズ学部	グローバルスタディーズ学科	147名	2名	3名	600名
	計	147名	2名	3名	600名

(大学院)

第6条 本学に、大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

(職員組織)

第7条 本学に、学長、学部長、事務局長及びその必要な職員を置く。

2 本学に、必要に応じて副学長及び学科長を置くことができる。

3 学長が事故のためその職務を行うことができないときは、学部長及び研究科長の互選によって決定した者が代行する。

4 本学に、事務局を置く。

5 職員組織について必要な事項は、別に規程で定める。

(大学運営会議)

第8条 本学に、大学運営の基本方針について審議し、このうち教学について重要事項の決定をするために、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議について必要な事項は、別に規程で定める。

(教授会)

第9条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会は、教授、准教授、専任講師をもって組織する。

3 教授会について必要な事項は、別に規則で定める。

第3章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第10条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、第39条の規定により卒業を認められた者については、この限りでない。

(在学年限)

第11条 学生は、8年を超えて在学することができない。

2 編入学、転入学及び再入学の許可を得た者の在学年限は、第20条第2項に定める。

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、秋学期入学生については、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

(1) 春学期 4月1日から 9月30日まで

(2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めるときは、休業日を変更又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学の開学記念日 10月20日

(4) メモリアルデー 1月16日

(5) 夏季休業 8月10日から 9月20日まで

(6) 冬季休業 12月25日から 翌年1月 5日まで

(7) 春季休業 翌年2月10日から 3月31日まで

2 休業日の変更又は臨時の休業日については、その都度公示する。

#### 第4章 学籍

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第16条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者  
(入学の出願)

第17条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者に対しては、試験を行いその成績等により選考する。

(入学手続き及び入学許可)

第19条 入学者の選考に合格した者は、所定の期日までに入学誓約書その他所定の書類を提出し、第42条に規定する、所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、正当な事由なくして期日までに前項の手続きを完了しない者の合格を取消することができる。

3 学長は、第1項の入学手続きを完了した者に入学式において入学を許可し、学生証を交付する。

(編入学、転入学及び再入学)

第20条 次の各号一に該当し、本学に入学を志願する者は次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校専門課程を卒業した者
- (4) 他の大学に在学中の者で、現に在学する大学の学長による転学の承認を得た者

また、学長は次の各号一において入学を許可することができる。

(1) 編入学については、編入学定員内において、選考の上、入学を許可することができる

(2) 転入学及び再入学については、定員に欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 前3条の各規定は、第1項の入学に準用する。

(休学)

第 21 条 疾病その他特別の事由により修学することができない者は、1 学期又は 1 年間（2 学期）を区分として、様式第 1 に規定する休学願を提出し学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病その他特別の事由により修学することが適当でないと認めるときに、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第 22 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 10 条の修業年限及び第 11 条の在学年限に算入することができない。

（復学）

第 23 条 休学期間中にその事由が消滅したときは、様式第 2 に規定する復学願を提出し学長の許可を得て復学することができる。ただし、復学の時期は、学期の始めとする。

（転学）

第 24 条 他の大学又は短期大学に入学又は転入学を志願しようとする者は、様式第 3 に規定する転学願を提出し学長の許可を得なければならない。

（転学部）

第 25 条 転学部を願い出る者は、選考し各教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

2 転学部について必要な事項は、別に規程で定める。

（留学）

第 26 条 外国の大学又は短期大学で修学することを志願する者は、様式第 4 に規定する留学願を提出し学長の許可を得なければならない。

2 第 36 条の規定は、前項の留学の場合に準用する。

3 第 1 項の許可を得て留学した期間は、第 11 条に定める在学年限に含めることができる。

（願い出による退学）

第 27 条 病気その他の事由により退学しようとする者は、様式第 5 に規定する退学願を提出し学長の許可を得なければならない。

（除籍）

第 28 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 11 条に定める在学年限を超えた者

(2) 第 22 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(3) 長期間にわたり行方不明の者

(4) 学費の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

## 第 5 章 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第 29 条 授業科目は、基礎教育科目及び専門教育科目とする。

2 授業科目の種類及び単位数等は、別表第1及び第5のとおりとする。

(単位の計算方法)

第30条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位として単位数を計算する。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、学長が本学で教育上特別の必要があると認められるときは、教授会の議を経て、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(履修方法)

第31条 学生は、所属する学部及び学科の所定の授業科目を履修しなければならない。

2 学生は、当該年度又は当該学期に履修する授業科目を選択し、指定期間内に所定の方法により履修科目を届出なければならない。

3 履修について必要な事項は、別に規程で定める。

(単位修得等の認定)

第32条 単位修得の認定その他授業科目履修の認定は、試験その他の審査により行う。

2 試験及び審査の方法について必要な事項は、別に規程で定める。

(第1年次に入学した者の既修得単位の認定)

第33条 本学の第1年次に入学した者が大学又は短期大学を卒業又は中途退学している場合、本学で教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学長が既に修得した単位から、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目について、合計30単位を超えない範囲において、本学で修得したものとして認定することができる。

(成績の評価)

第34条 授業科目の成績は、一般講義科目は、A+、A、B、C、Fの5段階、ゼミナール科目はP、Fの2段階の評語をもって表示する。

2 表示した成績は、Fを不合格としその他を合格とする。

3 第33条、第35条及び第36条により認定された授業科目の成績は、認定(N)の評語をもって表示する。

4 成績評価について必要な事項は、別に規程で定める。

(他学部科目の履修)

第35条 学生は、他の学部開設されている授業科目のうち定められた科目を、24単位を超えない範囲において履修することができる。ただし、履修を希望する者は、あらかじめ学部長の許可を得なければならない。

2 前項の履修により修得した単位は、卒業に必要な修得単位数に算入することができる。

(他の大学の授業科目の履修)

第 36 条 学生は、他の大学、短期大学又は外国の大学との協議に基づき、授業科目を履修又は外国の大学に留学することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、学長が60単位を限度として認定することができる。

3 本学を休学時に他の大学、短期大学又は外国の大学で修得した単位の認定については、別表第2に掲げる単位認定料を徴収する。

(教育職員免許状取得のための課程)

第 37 条 本学に教育職員免許状取得のための課程を置く。

2 本学において資格の取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、別表第3のとおりとする。

3 教育職員免許状を得ようとする者は、別表第4に定める「教科に関する基礎及び専門科目」及び別表第5に定める「教職に関する科目」を履修しなければならない。

4 別表第5に定める「教職に関する科目」は、卒業に必要な単位数に算入することができない。

## 第 6 章 進級、卒業及び学位

(進級)

第 38 条 別表第1に定める所定の要件を満たした者は、教授会の議を経て、学長が進級を認める。

(卒業)

第 39 条 本学に4年以上在学し、別表第1に定める所定の単位数以上を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認める。

2 当該学部の学生として3年以上在学した者が、別表第1に定める所定の単位数以上を優秀な成績で修得したと認めるとき、前項の規定にかかわらず教授会の議を経て、学長が早期卒業として認めることができる。

3 早期卒業について必要な事項は、別に規程で定める。

(学位)

第 40 条 学長は、卒業を認めた者に次の学位を授与し、「卒業証書・学位記」を交付する。

(1) 経営情報学部 学士(経営学)

(2) グローバルスタディーズ学部 学士(グローバルスタディーズ学)

## 第 7 章 賞罰

(表彰)

第 41 条 人物及び学業の優秀な者又は本学の学生として表彰に値する功績があった場合は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第 42 条 本学則若しくは本学で定める諸規則に違反した者又はその他学生としての本分に反する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒について必要な事項は、別に規程で定める。ただし、定めた規程は、本学則と同様の取扱で公開する。

## 第8章 学費

(学費の種類及び額)

第43条 学生は、学年毎に授業料その他所定の学費を納付しなければならない。

- 2 学費の種類及びその額は、別表第2のとおりとする。

(学費の納付)

第44条 授業料及び施設費(維持費)は、年額の二分の一ずつを次の2学期に分けて納付しなければならない。

- (1) 春学期(4月から 9月まで) : 納期 4月中
- (2) 秋学期(10月から翌年3月まで) : 納期10月中

- 2 図書教材費は、学年始めの月に一括して納付しなければならない。

(復学等の場合の学費)

第45条 春学期又は秋学期に復学又は入学した者は、当該学期分の授業料及び施設費(維持費)並びに当該年度分の図書教材費が未納の場合は、これ等を含め一括して復学又は入学した月に納付しなければならない。

(退学等の場合の学費)

第46条 春学期又は秋学期の途中で退学又は除籍された者の当該学期分の学費は、徴収する。

- 2 停学期間中の学費は、徴収する。

(休学の場合の学費)

第47条 休学を許可された者又は命ぜられた者は、休学期間が1学期以上にわたる場合においてその学期分の授業料及び施設費(維持費)は徴収しない。

- 2 休学を許可された者又は命ぜられた者は、休学在籍料として別表第2に定める額を納付しなければならない。ただし、休学期間が1学期以下の場合においては、休学在籍料は年額の半分を納付するものとする。

(研究生等の学費)

第48条 研究生、聴講生及び特別聴講学生の入学検定料、入学金及び授業料等の学費については、別に定める。

(既納の学費)

第49条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等の学費は、返還しない。ただし、入学式までに入学を辞退した場合には、既納した入学手続納付金のうち、入学金を除く金額を返還する。

## 第9章 奨学

(奨学)

第50条 能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な者及び特に学力が優れている者に対して、奨学の方法を講ずることができる。



- 2 奨学の方法は、奨学金の給付又は貸与とする。
- 3 奨学について必要な事項は、別に規程で定める。

## 第10章 研究生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第51条 本学の特定の専門事項について、研究することを志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考し学長が研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生について必要な事項は、別に規程で定める。
- (特別聴講学生)

第52条 他の大学又は外国の大学の学生で、協議に基づき本学の特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、学長が特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生について必要な事項は、別に規程で定める。
- (科目等履修生)

第53条 本学の特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考し学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生について必要な事項は、別に規程で定める。
- (聴講生)

第54条 本学の特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考し学長が聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生について必要な事項は、別に規程で定める。
- (外国人留学生)

第55条 外国人であって、外国において通常の過程による12年の学校教育課程を修了した者又はこれと同等以上の資格ある者が、本学に入学を志願するときは、日本政府、日本政府の承認した外国政府若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証明書又はこれに準ずる証明書のある者に限り、選考し学長が入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に規程で定める。

## 第11章 公開講座

(公開講座)

第56条 地域社会の発展に寄与し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座について必要な事項は、別に規程で定める。

## 第12章 寄付講座

(寄付講座)

第57条 学外の機関等から授業科目の運営に必要な経費の寄付を受け、本学の教育研究に資するため、本学に寄付講座を開設することができる。

- 2 寄付講座について必要な事項は、別に規程で定める。

## 第 13 章 履修証明プログラム

(履修証明プログラム)

第 58 条 社会人等における多様な学びの需要に応じた様々な分野の学習機会を提供するため、本学に履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムについて必要な事項は、別に規程で定める。

## 第 14 章 施設及び設備

(厚生補導施設)

第 59 条 厚生補導のための施設として、学生寄宿舍を設けることができる。寄宿舍に関する細則は別にこれを定める。

## 第 15 章 雑則

(学則の改正)

第 60 条 学則の改正は、教授会の議を経て理事会が行う。

附則

<一部省略>

1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行予定。

※本学則（抜粋）は別表を省略しています。

# 多摩大学経営情報学部後援会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、「多摩大学後援会」と称する。

### (目的)

第2条 本会は、多摩大学（以下「本学」と称する。）における教育・研究の向上発展のために協力し、併せて会員相互の親睦を深め、大学との連携を密にすることを目的とする。

### (事務局)

第3条 本会の事務局を本学内に置く。

### (支部)

第4条 本会は、全国の必要な地区に支部を置くことができる。

### (事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の勉学、厚生、課外活動等に対する助成
- (2) 本学における教育、研究に対する助成
- (3) 学生の就職斡旋に関する協力
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会員及び役員

### (会員)

第6条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 在学生の父母またはこれに代わる者
- (2) 特別会員 本学に勤務する教職員

### (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名
- (4) 理事 若干名
- (5) 常任理事 若干名

### (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときは、その仕事を代行する。

(3) 監事 本会の会計及び会務を監査し、総会においてその結果を報告する。

(4) 理事・常任理事 本会の会務を審議し、その執行と会計及び事務処理を管掌する。

(役員を選出)

第9条 会長、副会長2名、監事は、正会員から、また、副会長1名は、特別会員から、それぞれ役員会で選出し、総会の承認を得るものとする。

2 理事は、正会員の中から会長が選出し、総会の承認を得るものとする。

3 理事の定数については、その年次に会長が定めるものとする。

4 常任理事は、本学経営情報学部長を含め、特別会員の中から会長が選出し、総会の承認を得るものとする。その数は、理事・常任理事総数の3分の1以内とする。

(役員任期)

第10条 役員任期は、4月から翌年3月までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了となっても後任者が決定するまでは、その職務を執行するものとする。但し、正会員でない者は除く。

### 第3章 顧問

(顧問)

第11条 本会に、本学学長を含め会長の委嘱による顧問若干名を置く。

2 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応ずる。

3 本学学長は、最高顧問として、会長の諮問に対し顧問間の意見を集約し、これを会長に答申する。

4 顧問は、必要に応じ役員会に出席して意見を述べることができる。

### 第4章 会議

(会議)

第12条 本会に次の会議を設ける。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 支部会

(総会)

第13条 定期総会は、会長が招集し、毎年度の始めに開催し、役員承認、予算、決算その他の重要事項を審議する。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(役員会)

第14条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催し、必要な事項を審議決定する。

2 役員会は、役員<sup>2</sup>の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、あらかじめ委任状を提出したものは、出席者とみなす。

3 役員会の議事は、出席役員<sup>2</sup>の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(支部会)

第15条 支部会は、年1回各支部において開催する。

## 第5章 会 計

(会費等)

第16条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにある。

(会計責任者)

第17条 本会の会計は、本学経営情報学部長が会計担当常任理事となり、これを管理する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

## 第6章 会則の変更

(会則の変更)

第19条 この会則の変更は、総会に諮りその承認を得るものとする。

## 第7章 施行細則

(施行細則)

第20条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議を経て会長が定める。

## 附 則

1 この会則は、平成3年7月20日に承認され、平成3年10月1日から施行する。

2 第9条第3項及び第4項の定めにかかわらず、本会の発足年度における理事・常任理事の定数は15名とし、理事は9名、常任理事は6名とする。

3 第10条第1項の定めにかかわらず、本会発足時の役員<sup>2</sup>の任期は、平成4年3月31日迄とする。

4 この会則は、平成24年6月15日に承認され、平成24年7月1日から施行する。

## 多摩大学後援会施行細則

### (入会金及び会費)

第1条 正会員は入会に当り入会金 20,000 円を、また年度始めに会費年額 20,000 円を納入しなければならない。但し平成3年度については会費を 10,000 円とする。

### 附 則

- 1 この施行細則は、平成3年7月20日に承認され、平成3年10月1日から適用する。

# 多摩大学グローバルスタディーズ学部後援会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、「多摩大学グローバルスタディーズ学部後援会」と称する。

### (目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を深めるとともに多摩大学グローバルスタディーズ学部（以下「本学部」と称する。）との連携を密にすることにより本学部生の教育環境の向上と本学部の発展を図る。

### (事務局)

第3条 本会の事務局を本学部内に置く。

### (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、主に次の事業を行う。

- 一 本学部生の勉学、厚生、課外活動、就職活動、留学に関する援助、助成
- 二 その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会員及び役員

### (会員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- 一 正会員 在学生の父母またはこれに代わる者
- 二 特別会員 本学部に勤務する教職員
- 三 賛助会員 本会の趣旨に賛同する団体及び個人

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 正会員 1名
- 二 副会長 正会員 2名 特別会員 1名
- 三 監事 正会員 2名
- 四 理事 正会員 若干名
- 五 常任理事 特別会員 若干名

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次に掲げるとおりとする。

- 一 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- 二 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときは、その仕事を代行する。
- 三 監事 本会の会計及び会務を監査し、総会においてその結果を報告する。
- 四 理事 本会の会務を審議し、その執行と会計及び事務処理を管掌する。
- 五 常任理事 本会に勤務する教職員がその任にあたり、後援会事務処理を責任をもつ

て遂行する。

(役員を選出)

第8条 役員は、定期総会にて選出する。

2 第6条に基づく本会の役職は、役員会において決定する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了となっても後任者が決定するまでは、その職務を執行するものとする。

3 役員が任期中に辞任し、会長が必要と認めるときには、役員会において後任者を選出する。

### 第3章 会議

(会議)

第10条 本会に次の会議を設ける。

一 総会

二 役員会

(総会)

第11条 定期総会は、会長が招集し、毎年度の初めに開催し、役員承認、予算、決算その他の重要事項を審議する。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 総会は正会員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 重要事項については、臨時総会を開催し出席正会員の3分の2以上の賛成をもって議決とする。

(役員会)

第12条 役員会は、会長が必要と認めるときに開催し、必要な事項を審議決定する。

2 役員会は、役員2分の1以上の出席をもって成立する。但し、あらかじめ委任状を提出したものは、出席者とみなす。

3 役員会の議事は、出席役員過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び開催場所

(2) 総会員数及び出席会員数(委任状・表決書面提出者を含む)

(3) 議事録署名人指名(選出)に関する事項

(4) 開催目的、審議事項及び議決事項

(5) 議事の審議の経過の概要及びその結果



2 議事録には、議長及びその会議において指名（選出）された議事録署名人が署名、捺印しなければならない。

#### 第4章 会計

（会費等）

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

2 後援会が実施する事業は学生生活の支援を目的にしているため、会費は必ず納入しなければならない。

（会計責任者）

第15条 本会の会計は、本学部事務長が会計担当常任理事となり、これを管理する。

（会計年度）

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

#### 第5章 会則の変更

（会則の変更）

第17条 この会則の変更は、総会に諮りその承認を得るものとする。

#### 第6章 施行細則

（施行細則）

第18条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議を経て総会に諮りその承認を得るものとする。

#### 附 則

この会則は、平成21年3月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この会則は、平成24年6月16日に一部改正し、平成24年6月16日から施行及び適用する。

この会則は、令和元年6月15日に一部改正し、令和元年6月15日から施行及び適用する。

#### 多摩大学グローバルスタディーズ学部後援会施行細則

（会費）

第1条 春入学の正会員は年度初めに会費年額20,000円を納入しなければならない。

2 秋入学の正会員は入学時及び卒業年次に年額の半額を納入する。

3 賛助会員が年度初めに納入する会費年額は、1口10,000円からとする。

4 休学者は会費を免除する。

#### 附 則

この施行細則は、平成21年3月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この施行細則は、平成24年6月16日に一部改正し、平成24年6月16日から施行及び適用する。

# 一般社団法人多摩大学同窓会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人多摩大学同窓会（以下、「本会」という。）と称する。

2 本会の英文名は、TamaUnivesity Alumni Association と表示する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都多摩市聖ヶ丘4丁目1番地1、学校法人田村学園多摩大学多摩キャンパス内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦及び会員の福祉の向上を図り、及び学校法人田村学園多摩大学経営情報学部・グローバルスタディーズ学部の会員相互の親睦をはかり、母校の教育活動の発展に協力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会・懇親会などの開催
- (2) 会報、会員名簿の発行
- (3) 母校教育活動への協力
- (4) その他必要と認める事業

## 第3章 会員

(種別及び資格)

第5条 本会の会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

(1) 一般会員

イ 多摩大学経営情報学部・グローバルスタディーズ学部（以下「本学」という。）を卒業した者

ロ 本学に在学した者で理事会において承認された者

(2) 正会員

一般会員であって、第7条に定める会費を納めた者で住所が特定できている者

(3) 準会員

本学に在学する者

(4) 特別会員

本学の教職員又は教職員であった者で、理事会において承認された者

(5) 賛助会員

本会の趣旨に賛同し、本会の目的及び事業を賛助する者又は団体で、理事会において承認された者

(6) 名誉会員

本会の事業範囲において特別の功績があり、理事会の議決を経て推薦された者

2 第2項の会費未納中の者、所在不明中の者の判断は、4月1日を基準日とする。

(入会)

第6条 本会の各会員の入会は次のとおりとする。

(1) 一般会員は、前条第1項第1号に該当する者から留保の申し出がない限り一般会員として入会する。

(2) 一般会員のうち、正会員の資格を有する者で会費を収めたときに正会員として入会する。

(3) 準会員は、前条第1項第2号に該当する者で本学入学をもって準会員として入会する。

(4) 特別会員は前条第4項に該当する者で理事会で入会を承諾し、会費を納付することで特別会員として入会する。

(5) 賛助会員は、賛助会費を支払うことにより賛助会員として入会する。

(6) 名誉会員は、理事会で入会を承諾することにより特別会員として入会する。

(会費)

第7条 正会員、特別会員、賛助会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、会費を納付する義務を負う。

(1) 正会員 2万円

(2) 特別会員 正会員に準じる

(3) 賛助会員 一口5万円

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届により、任意にいつでも退会することができる。

(除名及び復権)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により会員を除名する場合は、第23条第2項の決議によらなければならない。この場合、当該正会員に対し、当該総会の日1週間前までにその旨の通知を発し、かつ、総会において弁明の機会を与えるものとする。

3 前2項により会員を除名された者は、第23条第2項の決議を経なければ、再度会員となることはできない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 死亡もしくは失踪宣言を受けたとき。
- (4) 総社員が同意したとき。

#### 第 4 章 代議員

(代議員)

第 11 条 本会は、概ね正会員 100 人の中から一名の割合をもって選出される代議員をもって本会の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。(端数の取扱いについては理事会で定める。)

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規則は理事会において別に定める
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第 2 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
- 5 第 2 項の代議員選挙は、2 年に 1 度、3 月に実施することとし、代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(一般法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任及び解任(一般法人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(一般法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする)。
- 6 代議員がかけた場合又は代議員の員数を欠くこととなる場合に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了時に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
  - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 名以上の特定の代議員の補欠の代議員として専任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
  - (3) 同一の代議員(2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員)につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第5項の代議員選挙終了までとする。

9 正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（任意退任）

第12条 代議員は、理事会において別に定める代議員退任届を提出することにより退任することができる。

（解任）

第13条 代議員が本会の名誉を傷つけ、又は代議員としての義務を怠り、若しくは第3条の目的に反した行為をしたときは、総会の決議を経て、その代議員を解任することができる。

（代議員の地位の喪失）

第14条 前2条の場合のほか、代議員は次の事由によって、その地位を喪失する。

- (1) 第8条、第9条及び第10条により会員の地位を喪失したとき
- (2) 総代議員が同意したとき

（代議員の報酬）

第15条 代議員は、無報酬とする。

## 第5章 総会

（構成）

第16条 総会はすべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権限）

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更

- (5) 解散及び合併
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第 18 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

第 19 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会招集は、少なくとも 2 週間前に、その会議に付議すべき事項、日時、場所を記載した書面により、社員に通知しなければならない。

(議長)

第 20 条 総会の議長は、会長がこの任に当たる。

2 会長に事故ある場合その他やむを得ない事情により出席できない場合は、当該総会に出席した理事のうちから議長を選出する。

(議決権)

第 21 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 22 条 総会は、総代議員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(決議)

第 23 条 総会の議事は、総代議員の過半数が出席し、出席した代議員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名及び復権

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごと第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 29 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第 24 条 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された議事につき書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに本会に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する代議員は、前条の規定の適用については出席した代議員の員数及び議決権の数に算入する。

(総会の決議の省略)

第25条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があった場合において、その提案に代議員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が代議員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(ウェブ会議等による総会の開催)

第27条 総会は、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり適時的確な意見表明が互いのできる仕組みにより出席者が一堂に会するのと同等に十分な意見交換ができる環境にある場合は、ウェブ会議、テレビ会議、電話会議などにより開催することができる。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第29条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって代議員の中から選任する(但し、理事のうち1名は、名誉会員の中から選任するものとし、その者を大学理事と呼称する。)

2 会長及び副会長及び常務理事は、理事会において、理事の中から選任する。

3 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において定めるところにより、本会の業務を分担執行する。



4 会長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 監事は理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
- (4) 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (5) 監事は、第3号の場合において必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、そのその請求があった日から2週間以内の日を理事会の人する招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、会長が継続して任務に当たることができるのは3期までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として専任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、第29条第1項に定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに専任された者が就任するまでは、なお、その権利義務を有する。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第34条 本会は、第11条第10項の規定にかかわらず、一般法人法第114条第1項の規定により、役員を怠ったことによる損害賠償責任を法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(役員解任)

第35条 役員は、総会の議決によって解任することができる。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会のとの取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(名誉会長)

第 37 条 本会に、名誉会長を置く。

2 名誉会長は、多摩大学学長がこれにあたる。

(顧問)

第 38 条 顧問は、理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。

2 顧問は、本会の各会議に出席し、意見を述べることができる。

3 会長は、高度専門職を有する会員から顧問を選任することができる。会長は、本会運営において専門分野に関する課題が生じた場合、理事会、委員会において顧問を招集し、その意見を求めることができる。

(役員の報酬)

第 39 条 役員、名誉会長、顧問は、無報酬とする。

2 役員、名誉会長、顧問の事業活動に要する交通費等の経費は支給することとし、旅費及び交通費に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 40 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 41 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選任及び解任

(4) 規程の制定、変更及び廃止

(5) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(6) 前各号の他理事会が必要と認めた事項

(種別)

第 42 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の人する理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第32条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき。又は監事が招集したとき。

(招集)

第43条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けた時又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は、前項第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- 6 理事会の議長は会長とする。

(決議)

第44条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会において、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の代議員を代理人として議決権を行使することはできない。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第31条第4項の規定による報告には適用しない。

(ウェブ会議等による理事会の開催)

第47条 理事会は、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり適時的確な意見表明が互いに行える仕組みにより出席者が一堂に会するのと同等に十分な意見交換ができる環境にある場合は、ウェブ会議、テレビ会議、電話会議などにより開催することができる。

(議事録)

第 48 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 委員会

(委員会の設置)

第 49 条 本会の業務を円滑に行うために、理事会の議決を経て、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 各委員会の委員長は、原則として理事の中から会長が委嘱する。

3 委員会における委員は、若干名とし、会長が正会員から委嘱する。

4 委員会の運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第 9 章 事務局

(事務局)

第 50 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 会長は、事務局に事務局長その他必要な職員を置くことができる。ただし、重要な職員の任免については、理事会の承認を受けなければならない。

3 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める

## 第 10 章 支部

(部会)

第 51 条 本会の事業運営を推進するために、理事会の決議により支部を設置することができる。

2 前項の支部の部員は、本会の会員でなければならない。

3 支部に支部長を置く。

4 支部に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第 11 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 52 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費収入

(2) 事業から生ずる収入

(3) 資産から生ずる収入

(4) 寄付金品

(5) その他収入

(事業年度)

第 53 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 54 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了までの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 55 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計画書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、総会に提出し、第 1 号についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 56 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 57 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 58 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(残余財産の帰属)

第 59 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、多摩大学あるいは公益社団法人・公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 13 章 公告の方法

(告示の方法)

第 60 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法による。

## 第 14 章 雑則

(規程及び細則)

第 61 条 本会の運営及び本定款の施行に必要な規程又は細則は、本定款に別に定めがある場合を除き、理事会の決議によりこれを定めることができる。

(定款に定めのない事項)

第 62 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(個人情報の保護)

第 63 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。